同月十七日松平肥前守御屆

於長崎、一昨十五日白帆船相見、段々乘寄於伊王島、旗合有之、阿蘭陀人幷檢使之者差出候處、旗印も阿蘭陀船に相違無之候に付、例之通出役之檢使、右船わ可乘移と致候處、端船より旗合之阿蘭陀船わ乘移、阿蘭陀人兩人召捕、本船わ連行候に付、檢使之者頻りに可相支と、種々取計有之候得共、案外俄之儀に付、不及差支引取候、依之、在留之阿蘭陀人右體之取計に逢而は、其儘可差置樣無之、外に檢使被差出、右等之譯急度被相糺候積り之由、右に付、當番方より警固船差出可申段、尤和人わ對し手向等仕候儀に者無之候得共、自然不意之儀も可有之哉、其覺悟に而出張仕候樣、旁松平圖書頭より、長崎わ差出置候私家來之者わ、被相達候段申越承知仕候、依之、手當之儀、猶又申付候儀に御座候、此段御屆申上候、以上、

八月十七日　　松平肥前守

右者、八月晦日御用番青山下野守樣わ（拔するに、老中忠裕、）御屆、

同月晦日松平主殿頭（拔するに、肥前國島原の城主、）御屆

去る十五日午刻、紅毛船長崎沖わ相見候に付、爲旗合紅毛人召連、檢使之者差出、小瀨戸沖に而致旗合候處、萬端紅毛人之致方に而、旗も紅毛人之旗を出し、通辯も紅毛口にて候故、いよ〳〵紅毛人と存候而、本船わ乘移へくとて漕寄候處、異船より端船をおろし、此方之船に乘紅毛人兩人召捕へ、右船に連行候體に付、參聞敷と致候得は、異人十四五人劒を振廻しおごし候に付、無是非召捕られ參り候、右に付、檢使之者共引續き可乘移と致し候得共、右端船は早々漕去り、本船は大船故中々容易には乘り移かたく、殊に少人數ゆゑ可致樣も無之、其儘引返し候由、

同年九月四日、松平官兵衛家人御屆（拔するに、江戸にて御屆の日次なり、）

於長崎、先月十五日異國船一艘渡來に付、松平圖書頭樣彼地わ置候家來之者、罷出樣子相伺候之處、圖書頭樣御對面有之、右船例之阿蘭陀入津之沖合にて、地方わ乘付候に付、相旗合に差向候阿蘭陀人より問を懸候處、阿蘭陀語に而相答へ、彼船より端船を差出し、阿蘭陀人二人を召捕本船わ連行候、其儘難差置、當番方幷番船付置、自然出帆之體に候はゝ、繫留候樣、且非番方詰持候御石火矢臺場わ手當可仕旨、被申達候段、黑田甲斐守（拔するに、筑前國秋月の城主、）致承知候、依之手當之人數官兵衛家老黑田源右衛門儀も、早速差越候儀に御座候、右に付、官兵衛代甲斐守申達候段申越候、此段以使者申述候、（以上、戊辰長崎陽記、文化ろに、此他諸家の屆、及び長崎出の書狀等數通あり、大凡同しければ載せず、）





# 通航一覽卷之二百五十七

## 諳厄利亞國部六

### ○狼藉始末（肥前國長崎）

文化五戊辰年八月十五日夜、異人端船三艘にて、港内を乘廻し狼藉に及ふよし注進によて、奉行より要所警衛の事を沙汰し、且其船兩番所に於て逃さす召捕へきむね、肥前筑前の聞役其外に達す、此時在留の蘭人、異人の所爲を怖れて、御朱印を携へ奉行所に來る、

文化五戊辰年八月十五日

一調役人町年寄一同呼出し候處、高島四郎兵衛、高島作兵衛、福田十郎左衛門、久松善兵衛、後藤惣太郎、藥師寺久三郎罷出、於書院直達被致候內、異船パッテイラを以、湊內唐船わ押懸り候段注進有之、其儘座を立、四郎兵衛一人居間迄呼寄直達有之、何れも固め場人數劃書面等、德右衛門より請取候樣被申渡、於用部屋書付相渡、

但し、此時湊內俄に大風號呼之聲、唐船船每煙を

揚帆を焚、唐館ゟ相圖之由大鉦を打、フウフラを吹立、唐館にても同相圖之大鉦を打、援兵數艘こき出し、（自注、諸國大小廻船等は、船火事と心得候もあり、異國船より火をかけ候とも心得、上陸之者とも一同船々へ集、市中はヲロシヤ亂入と心得、山野ゟ立退可申と男女道路に呻吟、海陸とも一時に騷立、人音大濤之動搖するか如し、稻佐鄉（挨するに、此書中載する地名、みな長崎近傍にして松浦郡に屬す、よて悉注せず、人名また長崎奏行手附及び家來、大小通詞、町年寄等を出さゞれは、遂々注せず、）にては婦人之乘船被召捕、北瀨崎にては漁師被召捕、深堀にては佐賀之足輕被召捕、食物等も不殘奪れ、梅が崎邊水門なと打碎き候由、種々雜說混亂致し、人々胡亂不堪候に付、總町乙名頭取石本幸四郎、高石行太夫ゟ、嚴敷市中取鎭方申付、湊內船々取鎭方は、波戶場役兩人ゟ、湊內船往來停止申付、

一夜五時比、異船バッテイラに乘し、湊內數艘乘廻し候段注進、右に付兩家（挨するに、松平肥前守、聞役ゟ申渡し、何れも小船之儀、是非共召捕候樣致すへく、且御番所之者ゟも如何之心得にて、右船數艘御番所前相通し候哉、不埒之事に候、右船早々召捕候樣直達、

但し、本文御番所相通し候、如何之心得と相尋候に付、佐賀（挨するに、肥前國主松平肥前守城地なり、）聞役傳之允より、左之趣書面差出、

此節之儀に而、御番人怠り候儀は無之候得共、夜中之儀異船とも不奉存、見損し相通し候段、不調法之至恐入奉存候段、書付差出、追而御調之上、此箇條にて鍋島家藝居被仰付之、

異人湊內バッテイラに乘し、凡三十人程乘組乘廻し候段、所々より注進如矢、海陸騷動致し候に付、佐賀藏屋敷役人ゟ、吉仲勇藏を以バッテイラ船召捕候樣、早使を以申達、

一右同斷に付、稻佐鄉見廻田島兎毛、

一右同斷に付、遠見番長屋下波戶場見廻渡邊平藏、

一右同斷に付、出島見廻り宇喜多權藏、

一右同斷に付、頭取石本幸四郎ゟ、於對面所町々取鎭方再度申渡、

一右時刻、異人とも紅毛館ゟ押寄水門打碎き、館內及亂妨候に付、かぴたん始蘭人不殘立退、大通詞中山作三郎致警固、御陣屋ゟ罷越候に付、德右衞門門前に而作三郎ゟ致差圖、表用部屋ゟ入置、

一異人大波戶ゟ上陸致し、唯今御門前ゟ押寄候段注進在之、爲召捕卽刻德右衞門罷出、

但し、本文注進勝手之方表之方一時に注進之、玄關當番田中直助も居合不申、醫師梅榮呼立候に付、爲注進對面所より德右衞門はかけ込、奉行は小具足を堅め、同對面所迄かけ出され候に付、異人已門前ゟ押寄候、不苦候はゝ召捕可申と申候へは、佩盾をたゝき、高名せよ高名せよと被申候に付、玄關より白洲通素足に而小屋ゟ引取、陣笠着用、平八鎗を持來れ、伴藏火之元等心附留守可致と申捨罷出候處、伴藏鎗を持參候に付、其方は何故參り候哉と叱候處、留守は老人に而宜、私儀は御供可仕、快く人をも可切捨は此節也、是非とも御供可仕と申切、退き不申、年行司林八右衞門者、異人短筒に而向ひ候へは、素肌之御勝負無心元、其上兩組一人御供爲仕候者無之、暫く御見合可然と袂にすかり跡ゟ引候故、其方は參に不及、中々急變供にも不及と門を爲開、外へ出候と直に門を締、未た鎗をも不出故、又々門を明させ候へは、八右衞門、健藏兩人とも致出門候處、石本幸四郎、伴與一兵衞、伴長十郎と名乘、御供可仕と申に付、案內致し候樣申候內、向より數多之人音、眞先に者猩々緋之覆をかけたる、先箱をみるか如き物を差上けたるやうに、赤き物を一對爲持、一さんに駈來る、已に異人と見請鎗を取て待處に、大通詞中山作三郎大音に而、異人亂入に付、紅毛人御救ひ被下候樣にと申故、先落附門を打明、表用部屋へ及差圖、直に大波戶ゟ相渡候處、藥師寺久左衞門出迎、此所へは上陸不致、大黑町邊ゟ罷越候段申に付、直に其所ゟ參候處、爰へも上陸不致、北瀨崎ゟ參候由、直に其所ゟかけ附候處、船は稻佐鄉之方ゟ疾く去候由申に付、從跡追拔本船ゟ罷越利害爲申聞、紅毛取戻一同安心可致と、出船致穿鑿候處、此所は湊之末にて、釣船同前之小船のみ柁子も無之、其上通詞無之候得は、通達可致樣も無之、旁御出船叶ひ申間敷と申聞候故、誠に手持不沙汰、乍無念其儘引取、大波戶ゟ立寄石火矢見分、卽刻引取申候、尤此時所所固め場、石火矢配り付致見分吳候樣にと、一同申聞候得共、御陣屋中無人手薄に相成居候故、直

に引取申候、道にて吉仲勇藏を見かけ候に付、何方へ參候哉と相尋候處、驚く體にて咳拂ひのみ致し答不申、跡にて承り候得は、肥前藏屋敷番頭米倉權兵衛方に早使被申付候由、此節醫師足立梅榮、於玄關大音をあけ罵り候は、此梅榮乍醫師晝夜相詰、奏者役をも勤候也、玄關を始詰役所に人なきは、いつれも臆病といふ病か附、腰か拔たと見え候、梅榮か藥を與へ可申と號ひ候由、德右衛門事は、致門外候跡に而、不承候得共、給人之内兩人大に恥しめ面折せられ候よし、

一かぴたん始紅毛へ御逢、何れも心配察し入候、擒に相成候兩人とも押付取戻可申候間、心易く可存と直達、

一山田吉右衛門御番所より罷歸、御番所無人石火矢等配當も出來不申候旨申聞、又々申含卽刻被差出、

但し、花井常藏は御番所に罷在、吉右衛門計罷歸、御内慮相伺候事、

一夜四ッ半時比、御奉行大波戸ゟ、五島町邊固場所爲見廻出馬、自身御黑印守護、

一聿堂預向井元仲相詰る、

一諸家開役一同呼出し、異人とも致上陸候段、追々注進有之候間、銘々藏屋敷心附、致上陸候はゝ早速召捕陣屋ゟ可差出、拒み手向等致し候はゝ、切捨不苦候段直達、長崎聽記、

文化五年八月十八日、長崎出或書狀

一八月十五日夜中、端船一艘に異國人四十人計つゝ取乘り、三艘にて手分けいたし、稻佐山之方一艘に而巡見、浦邊濱邊を漕廻り、紅毛船幷紅毛人を尋さかし候姿に相見え候に付、右を紅毛人月夜にて能々見取り、其身共を召捕候に無疑と致決定、西御役所ゟ駈込申候由、

一右紅毛人御役所ゟ駈込候儀、異國人最早上陸致し候と見達、是又騷動、可笑事に御座候、

同年九月廿一日、阿蘭陀通詞名村多吉郎書狀

八月十五日之夜、異國船より端船三艘、一艘に五十人つゝ乘組、石火矢鐵炮其外武器等相備へ、湊内ゟ漕入所々漕廻り候上、本船ゟ漕戻し、翌十六日又々端船一艘、湊内大多尾と申邊ゟ漕入候に付、右捕へ候ため小船にて漕出候處、追かけ候樣子見受、沖手



之方ゟ引戻し候、其後之模樣は別紙に御覽に入候、以上、視聽草、

文化五年八月十七日、唐津聞役小林大登書狀

八月十五日夜、異人端船三艘に而、湊内所々乘廻し、萬屋町之方ゟ乘廻し、劒抜候樣風說有之、固め人數被參候得は、又々船漕出し稻佐ゟ揚り候處、大勢出候へは又々漕出し、出島水門之方ゟ參り、夫より引取申候、かぴたん初紅毛人とも、不殘出島を逃出し、西御役所ゟ、御朱印被取候而は相成間敷に付、持參いたし候段申候由、夫故先西御役所に留有之候而、波戸場其兩組之者、石火矢に而固め有之、右異國人御役所ゟ出可申候はゝ、決而揚申間敷由被仰付、尤先方より手向無之候はゝ、此方より手向申間敷、穩に取計候樣被仰渡有之候、其夜中は何事も無之、異國人も引取居申候、

同月十八日長崎町人書狀

八月十五日夜に入、異船はし船三艘、多人數乘船いたし、出島鼻より大波戸前堺迄、船しけき中を乘廻り、五島濱付より大黑町北御米藏下に漕寄せ、夫より稻佐之處に漕付、三艘とも一同に相成、又稻佐之濱付前を乘通り、元船漕歸り申候由、又々注進有之候に付、騷動に及ひ、御役所より檢使幷地方閑屋ゟ御差出し、濱之御固め有之、總町辻番所乙名方之勤番に御座候、町方火消之者、揚り場ゟ相詰候、稻佐には役方より追々渡海有之候得共、最早元船ゟ引取候跡也、夫より舟藏之所、御米藏、大波戸、出島水門、梅ヶ崎等ゟ石火矢備有之、火矢方より相詰、此夜明方之事也、市中も過半は夜明し致候、藏屋敷方より早飛脚櫛之齒を引ことし、

一出島カピタン、此節大恐にて、十五日同暮沖之左右聞えしより、總紅毛人出島を明け退き、兩御役所ゟ駈込、出島は空地に相成候由、長崎會所より出島ゟ相詰候、

一當年兩番所佐賀順年也、ヲロシヤ御手當に而、番手之外着之衆之内、米倉權兵衛殿（自注、算者也、軍學）石火矢方多人數、深堀詰所ゟ勤番有之候處、御奉行所より引拂被仰出、不殘防所引拂相成申候、筑前大組頭吉田七郎大夫殿（自注、大將也、）右船手詰候處、同樣引拂歸國被致候、右に付當地備方兩所とも、少々無人相成申候、

同月廿七日、松平官兵衛（按するに、筑前國主、使者口上覺
於長崎松平圖書頭様より、去十五日夜彼地詰遣し置候官兵衛家來之者被召呼、同日渡來之異國船乘船之者、端舟に而湊内乘込候風聞有之候、左候得は、御番所前致通船候事故、自然乘込候はゝ召捕候様有之度候、彼船より阿蘭陀人召捕候儀に付、湊内江乘込候はゝ、一人にても召捕候様相達候段申越候、右之趣、於江府官兵衛江申越候儀に御座候、此段先申上候様、國元家老共より申越候、以上、
（松平官兵衛家來）關　紀
八月廿七日
同月晦日、松平主殿頭（按するに、肥前國島原の城主、御屆
異船へ連行候紅毛人を、方便を以取返し候様申付、檢使之者差遣候得共、未有無も不相分候、併一艘之事に候へ共、先人數等差出候には不及申、萬一跡船等も有之様子に候はゝ、其節沙汰可及旨、且彼異船より端船を以湊内を乘廻候由、若上陸等も致し候はゝ召捕可差出旨、彼地差置候家來之者江、松平圖書頭申聞候、在所より申越候、此段申上候、以上、
八月晦日　松平主殿頭
（文化戊辰長崎異事錄、戊辰錄陽記、）

同夜、檢使また異船に赴き、僉議するに、かれ野菜薪水を賜らは、蘭人を返すへしといふ、よて先望の品を與へて、蘭人二人取戻さんとはかる、

文化五年八月十五日

一兩家開役即時に呼出し、紅毛爲取戻檢使差出し候間、警固船早々差出し候様申渡、別段放火山手當之儀も直尋有之候、

一波戸場役江、檢使船幷警固船用意可致と申渡、

一船幷警固人數等相整候に付、阿蘭陀取戻し檢使、保次郎、傳右衛門（按するに、はしめ旗合檢使とし、異船に赴きし二人なり、罷出候、小通詞末長甚左衛門、

但し、此甚左衛門、度々本船へも乘附致通辯候功により、代々小通詞之家柄に被仰付、無程大通詞江轉役、

一此時作三郎、於廊下袴之すそを押へ申聞候は、右御檢使唯今被遣候は、卵を以て石を打譬に等し、暫御見合兩御人數備方有之候上にて、御檢使御座候はゝ、威嚴にも怖れ功成申へし、唯今にては其功も不成上に、却て笑を招き申へし、能々御思慮御座候様にと申聞、

一右之段、奉行江申聞候處大に立腹、檢使出方遲滯、且又通詞共非常人數之指揮計策可預事にあらす、取合申間敷と被怒候事、

一石橋助左衛門、取戻方手段、異船沈方等、存寄申聞候事、

一右同斷中山作三郎申聞、尤兩人於別間申聞、

一かぴたん、へとる、於用部屋種々仕方咄之様子、落涙致し候に付爲承候處、入津之エンゲレス船、誠傍若無人之有様、於本國は夫々兵器備方も有之事なれは、右船喰留置、其上は如何にも水中より沈方も有之、打碎方も有之候得共、他國之客殘念之事なりと、頻りに落涙仕候よし申聞候に付、右本國喰留方相承り候處、一々法律に叶ひ候事、右に付宿老共江申付、鐵鎖打立させ、紅毛差圖之平鎖、厚薄大小手本鎖又左衛門持參一見、出精打立候様申渡、尤此度用ひ不申候とも、後日之用意追々出來申候、奉行書院之脇無人所江被相招、膝をすり寄せ被申聞候は、唯今通詞共申聞候事とも不心附にはあらねとも、夫れは是尤也と取用ひ候而は、此節之申付一向行屆申間敷、兩人も石火矢に向ひ、出役太儀には可存候得共無是非事、平生猪武者と呼はるゝ者も、此節には臆し可申、況や不猪者をや、依之其方へも怒を移し相勵候事也、心に留申間敷、且又此節之良計も有之哉、無隔意申聞候様にと有之故、私儀は（按するに、私とあるは、此書記者の詞なり、奉行手附にや、評ならず、未た異船をも見不申、使者之應對、地役人懸合當惑而已、一寸之計策無之旨相答候へは、兎角出精頼入との事也、

一御船太平丸、靜海丸大波戸へ相廻候様、佐藤幸之進より小比賀愼八江申渡、松本左七も差添、船頭とも差引御船おろしいたし、翌十六日四ツ時比、船飾いたし相廻る、（按するに、此二艘の船支度は、十六日また檢使出るにより、其設なるへし、

但し、武器長柄十筋、御弓五張、鐵砲五挺、

一檢使之者より申越候は、異船之者とも水薪等乞候よし、右之品々被下候はゝ、召捕候紅毛相返し可申段申越、

一御代官高木作右衛門手代小比賀愼八江申付、稻佐鄉より水船早々爲相廻候、

一波戸場役江野菜、薪、蕪根、米等用意申付る、右品品相揃候段申出候に付、檢使船江乘付請差圖、本船江相渡候様申付る、

一御船頭土師喜八再勤水主共帶刀願書、用部屋迄小比賀憤八差出す、此節は非常之儀にも有之、支配に而取計ひ候樣申渡す、

一沖御番所、幷紅毛筆者兩人取戻之儀無心元、木部幸八郎諸事被申含相越、

但、此節も波戸場役へ申付、警固船申付差出候事、

一五箇所宿老一同罷出、私共儀、御由緒も有之、先年南蠻船燒打之節、舟仕切宿老一手に被仰付候御例も有之候得共、（按するに、慶長十四年南蠻船燒討の事あり、其刻の事なるべし、）當時右體之儀者、力及ひ申間敷候得共、手附人足等五箇所會所に爲相詰置候間、何時成とも御用被仰付被下候樣にと申出る、

一大坂堺宿老罷出申聞候者、廻船二三百石より千石積之船、凡二十艘も可有之間、御用立申度段申出る、

一かぴたん申出候由中山作三郎申聞候、筆者紅毛取戻之爲にも候間、コンバンヤの舟印を以、望之品相送り申度段申出、其通聞濟、

但し、右コンバンヤの印は、何事も違約無之印也、

一田口惣兵衞罷歸り沖之樣子申聞、又々可罷出哉と申聞候に付留置、

一、夜八ッ時頃、末長甚左衞門罷出、沖之樣子於書院直尋、

但し、エンゲレス舟之樣子、賊船に而者無之、軍船之由、乘組三百五十人、故有て入津之樣子未審、（長崎聽記、）

文化五年八月廿日、長崎出某書狀

先便申上候異國船一件、十六日巳の上刻異船より申出候旨にて、戸町御番所まて出張罷在候檢使之者より、御奉行所に居候趣、左之通に御座候由、

我々事、此節廣東に心差致渡海候處、於洋中食物遣ひ切候間、其品々を得候爲、此地に罷越候得共、其事と可申通手寄無之候に付、謀計を以紅毛國旗印を立、紅毛人兩人を召捕置候、依之食牛四疋、野牛十二疋、野菜等被差送候はゝ、紅毛人被引替相渡可申候、若其儀許容於無之は、所存も可有之由、但所存も有之と申儀、內實は湊內に有之候唐船、日本船を始市中までも、火術を以燒打可致よし申出候得とも、此儀は穩密にて不申觸樣との御趣意之段、通詞內談に御座候、

御奉行所よりの御返答

願之趣得其意候、尤可相願筋有之候はゝ、官敷禮儀を以可願出事に候處、外異之人とは乍申、其辨も無之段は不屆之至に候、御國法無案內之儀に付而は、其罪を差免し、願之通聞濟品々爲取之候間、早々紅毛人可差返候との御返答之由、

文化五年八月十六日或書上

異船之始末、追々御奉行所に注進も有之、逃來候檢使其外地役人共も、御奉行所に罷歸、其由申出候處、御奉行にも殊之外憤りに而、天下の御預り人被奪取、其儘に罷歸り候儀、言語同斷之不埒に付、急度御所存も有之候得とも、先此涯之儀に付暫く差延置候間、卽刻罷越是非々々取返し來可申、左も無之候はゝ、再ひ面會不相叶段、被仰渡候所に而漸く本心に元付、孰れも一命差はめ、又々以前之人數異國船に差越候得共、何分備嚴重に而寄せ付不申候間、元のごとく戸町御番所に罷越、（自注、戸町御番所より異國船繫り居候處迄、凡十八九町之海路に御座候、）通詞兩人物靜かに、小船より異國船近邊迄罷越、被奪取候紅毛人を以て、是非に差返し候樣可申入との手段に御座候由、御奉行所に居來候旨取沙汰に御座候處、唯今（自注、十六日辰の刻、）何之使も無御座、昨夜も明月にて御座候得共、夜分之儀に而、沖之樣子陸手よりは一向相分り不申候、

同月十八日或書上、

十五日爲旗合、檢使通詞差添、阿蘭陀人二人出張候處、阿蘭陀人乘船に、異國人差越奪取り候に付而は、劒なと拔おとし候由、夫故通詞は海中に飛入り、檢使は脇舟に乘移り候と申事に而、數々之評判に而候、檢使罷歸り、右之趣御奉行に申出候得は、殊之外立腹に而、則差越候而、奪取候阿蘭陀人連歸り候樣稠敷被申聞、又々差越候由、（戊辰崎陽記、親聽草、）

翌十六日早天に、阿蘭陀甲必丹異船の旗を見て、諳厄利亞軍船に紛れなしといふ、奉行衆て達せし肥前國佐賀の人數燒討の備調はさるにより、其他備の事等夫々指圖あり、此日異船の始末、其あらましを江戶に言上す、

文化五年八月十六日

一今朝異國船に旗建候に付、カピタンに見極申付、遠眼鏡相渡候處、エンゲレス船に相違無之段申聞、

但し、近習長屋海邊に而見渡し宜由に付、通詞作三郎、德右衞門差添相越候處、カピタン一見大に驚き、今朝建替候旗者、敵國エングレス二番之軍船フレガットと申船に而、賊船等には無之候、筆を取自ら船印之繪圖を書候て差示し、船大さ長さ三十六間、船艫羽翼を伸玉眼彩色怖しき鳥之形を付、五十挺之石火矢上の方より、夜中楯を引候處、一夜之內白塗之塀をかけ候樣相見、筒每火蓋を取　黑き裝束陣笠着たるもの一人つゝ火繩を振り、今にも可打出樣子いかにも嚴重、稻佐嶽の裾高鉾前に小城を構えたるやうに見え、一の櫓一二三と櫓を揚け、一の櫓は八疊敷有之、是も同しく楯を引、石火矢四方八挺かけ、筒先自在をなし候よし、船も自在をなし候、石火矢四五挺掛り居候由、一二三高き櫓に而四方遠見、幷山形、地圖、臺場之仕懸計策をも見積、諸軍を戒候よし、昨夜湊內バッティラ乘廻し候節、玉打いたし湊の淺深を計り、本船へ引取候よし、主將年十九歲の由、晝夜椅子に寄不動事山のごとくと、三百五十人の軍卒は皆選人に而、如狼虎兵也と、軍器品品有之、石火矢玉抔も屯を打破に者打釘之よし、火を付るには銅はりの玉のよし、是等の次第は取戻し候紅毛か話也、かぴたん認め候旗印繪圖は、珍敷もの故德右衞門所持也、

一波戶場役白木儀十郎、夜中遣し候水、野菜、本船へ積渡させ候由屆出る、

一兩御番所、今以無人手薄不安心之旨、檢使之者より溝口仙兵衞を以申越、

一今五ツ時頃、昨日之日附之儘、刻付御用狀差立る、

但し、異船入津紅毛兩人召捕候段、始而之注進狀也、熊谷與十郎呈書に而相認、奉行一同取調讀合候處、入津紅毛召捕候一條のみ認め候故、紅毛取戻し湊內亂入之子細相尋、樣子により燒打可致と認直し差出、

一曲淵甲斐守（按するに、長崎奉行、）旅中迄、刻付町使差立る、

一右案文兩家へ貸し遣す、

一兩番所手薄之趣に而、追々檢使も遣し候得共無心元、人見藤左衞門、荒堀五兵衞差遣す、尤取計ひ方之儀者直談有之候、五兵衞儀、引下け勤にも有之に付、鎗爲持申度段申出候に付、貸鎗相渡、



但し、此時之檢使中村繼次郎へ被申候處答不宜、當人檢使等可相勤覺悟に無之、着服手薄之由に而、德右衞門着類用立申候、彼是迷惑之樣子を見請、藤左衞門へ被申付、兩人潔く罷越、追而江戶表御調上、藤左衞門、五兵衞は御褒美有之、繼次郎は百日押込被仰付候、

一高木作右衞門出張に付、佐賀へ人數差出候樣申達す、

一御代官手代呼出し、稻佐鄕より引取、早々野母支配所被固候樣、人數佐賀へ申達置候間、同人よりも催促有之樣申渡、

一無程同人引取、役所ゟ罷出直談有之、卽刻野母ゟ出張、

一近習共之內、表座敷樓上見張申付置、異船出帆其外物見船申付、容子有之候はゝ、早々爲知候樣申付る、

一人見藤左衞門其外より今朝申越候通、御番所未手薄人數配り付等、段々及催促候處、諫早豐前人數無程參着と答候計にて、いつ頃參着と申挨拶も無之、通詞より異船ゟ遣し候橫文字使も段々延引、漸唯今出船仕候に付、此段御注進申上候旨、溝口仙兵衞を以申來る、

一佐賀聞役呼出し度と申達候、燒打手段如何相調候哉、右燒沈方承り度段懸合候處、私儀者不相辨、其段深堀役人役々之者共ゟ申達、卽刻書付取之可差上旨相答、

一向井元仲相詰る、

一後藤惣太郎晝夜とも相詰る、

一朱座之者とも罷出、御用等も御座候はゝ、被仰付被下置候樣にと申聞、

一紅毛船軍懸り、船燒打、水中之働等籌策品々、大通事作三郎申聞候妙計之趣意をも、關傳之丞ゟ申談候處、手廣之場所如何可有之哉、何れ其段深堀役人共ゟ可申達旨相答、

但し、沈方籌策奇計愛不載、

一右同人ゟ、野母出張固め人數再催促、

一蘭人申聞候船沈方、兩家に而はとても摶取申間敷と、石本幸四郎、田口惣兵衞へ申談候處、不容易儀急度御請は不相成候得共、早速其段申談、無程御答可申上と申聞、

一右之趣、宿老森又左衞門ゟ申談候處、出精可仕旨相答、
一石本幸四郎、田口惣兵衞繪圖持參、大名持場々々之來引、人數、かけ引之模樣、奉行一手之寄付方、空船は此方より用意、沈方一條は佐賀持場といひ、年番旁佐賀ゟ被仰付可然儀と一同評決仕、卽刻品々人數分等用意仕候段申聞、
一右船沈方申渡候一條に付、傳之允罷出被仰付之趣、卽刻深堀役人共ゟ申達候處奉畏候段、夫に付空船不足可仕間、深堀に廻着有之候船ゟも被召上、拜借被仰付候ハヽ、手都合宜、早〻間に合可申候に付、非常之儀御用之旨船々ゟ申達、直に相用ひ可申、尤先刻空船御用に相成候段、盜賊方改方へ相達置候間、最早船々も可致承知候、其有無に不拘取上相用ひ、出精有之候樣申渡、
一地下宿老林伊三太、佐賀屋鋪番頭米倉權兵衞入魂に付、彼是手延無之樣、爲相勵可申と、役人口上相兼、見屆催促旁卽刻相越、
一薩州、細川、有馬三家軍役相揃、願書持參申聞候者、先年より相願置候當所用達之者帶刀之儀、此節柄藏屋敷手薄にも有之、旁以御免被仰付被下候樣にと申聞候に付、其儀に候はヽ、追而可相願と願書卽座に差戻、
但し、此節薩州聞役上野善兵衞申聞候者、當節町乙名其外一統、帶刀御免有之候處、三家用達共之儀者、主家より扶持方差遣し、國許往來之旅行等は、苗字帶刀差免候儀、往來之事に而謂れ無き願筋にも無之、殊に當節國許より未人數も參着無之、藏屋敷手薄にも有之、旁相願候儀を願書卽座に御差戻は、如何之譯に候哉と申聞候に付、答候は、先年より御願に候得共、難聞濟譯に而、于今御免も無之候、扶持方御惠み、旅行帶刀等之儀は、御手切之事奉行所承知之上は、咎被申候筋にも有之、何れ此節取込中、追而御願ひ有之樣にと申捨引取、
一林伊三太、米倉權兵衞被申談之、得と示し合候由、右場所張切之一條も申談し、大綱送り方は直に深堀へ遣し候段申聞、
一右に付、堺宿老高木藤一郎呼出し、大坂堺廻船碇綱早〻取集め、林伊三太へ相渡候樣申達、



一藤左衞門より手勢差越、中村繼次郎取扱自書に而返事遣、
一木部幸八郎御番所より罷歸り樣子言上、又々相越、無程山田吉左衞門、花井常藏も罷歸り直話有之、吉左衞門は止り、常藏は差遣、長崎祕記、
文化五年八月十六日松平圖書頭御屆
十五日辰刻比白帆船相見ゟ候段、深堀詰松平肥前守家來注進いたし、幷野母御番所遠見番之者共より、阿蘭陀船之段、追々注進申出候付、檢使之者差出、爲旗合在留紅毛人二人召連、神崎邊において右船ゟ近寄候處、右船よりも紅白青之旗差出、疑敷も無之阿蘭陀人之旗印に付、猶近寄通辯仕候處、紅毛船にて咬嚙吧仕出しに候段、紅毛言を以申聞候間、乘移り可申處、右船より小船を下し十四五人下立、紅毛人乘船ゟ近寄、遂對談候趣相見候處、右十四五人之者共劒拔連、水主も驚、右爲旗合罷出候紅毛人二人を召捕本船ゟ連行、理不盡之樣子相見候得共、荒立候而は直に歸帆可仕候も難計候に付、其儘檢使之者罷歸、右之趣申聞候、先穩に取計、若ヲロシヤ船に御座候得は、湊內ゟ（自注、此間缺、若は引入と云二字にてあるましくや、蝦夷地亂妨をも相糺候積に付、又々檢使之者差出、本船ゟ乘移、召捕候紅毛人二人取戻候樣申付差出し候、若紅毛人差戻し不申、其儘歸帆仕候樣子に御座候はヽ、右船打碎候樣、松平肥前守、松平官兵衞ゟ申達候、右は當御番所、其外嚴重に相備候樣申渡候事、
一夜六ツ時過、小船二三艘人數二三十人程乘組、湊內ゟ乘入候段注進申出候付、早〻召捕候樣、兩御番所ゟ檢使を以て及差圖、猶又當所詰聞役之者ゟも其旨申渡候處、夜中之儀故聢と不相分、右小舟乘歸手合不仕候事、
一右に付、大村上總介ゟも人數差出、陸地相固候樣申達、其外近國諫早聞役ゟも右之趣申渡、此上類船等も相增候樣子候はヽ、人數差出候樣可申達、委細之儀は吟味之上、猶追々可申上候事、

松平圖書頭

八月

自注此書は、十六日差出しの書狀なるへし、〇按するに、十五日の日附にて、十六日差立の注進なり、〇戊辰畸陽記、十
文化五年八月十六日或書上、自注、此書は或家の長崎詰聞役よりの書上なるへし、
一陸手之備向は、西御役所、自注、御奉行衆代屋敷也、前〻は市中火消共相詰、唐紅毛通詞乙名帶刀御免に而、孰れも請

持之塲所に而相固め、波戸塲には土俵竹束を數百如出積立、町年寄とも三十人つゝ之人數を引連相備、市中海岸には乙名共相備、稻佐之御代官所一手に而被相固、陸手は隨分嚴重に相見え候得共、沖手異國船之近邊わは、船一艘之備も無之、御番所より沖には、備舟漁船共相見え不申候、此儀御奉行も至而念遣ひに而、兎角申内出帆致候而はと、兩御番所わ催促有之候得共、少人數に而何分出張難相調由に御座候、

但、此少人數と申は、阿蘭陀船今以來朝無之、最早時節後れに相成候に付、野母遠見番所幷地役人、出迎之向々等、無益之失費に付引拂被申候故、兩御番所御備人數も、先月限引拂候樣被仰渡候故、誠に漸く武士十人計、足輕廿人餘、雜人共都合百人に不足之人數に而、船も七艘計外有合不申由に而、兎角佐賀表より人數張出し不申候而は、相調かたき由に御座候、

一異國船は至而大船に而、一體之形容紅毛船とは違、軍船と相見え申候、石火矢二段に構、百挺計とも亦八十挺とも、五十挺とも取沙汰御座候得共、誰有て近寄、聢と見定候もの無御座、取々之風聞に御座候、積荷物は格別に無之樣子に御座候、

右之趣は、私儀自身見及ひ候儀而已にも無御座、口口より承傳候儀荒々書取、各樣迄申上候に付、自然少々間違之儀も可有之、其段は御斷申上置候、右は今十六日辰之中刻迄之樣子御座候、猶此末時々之模樣可奉訴候、以上、

八月十六日辰下刻

同月十八日長崎出或書狀

一八月十六日、猶又嚴重に御手當有之、大波戸之方石火矢之外、炮術藥師寺久左衞門請持、稻佐山之方兩所を、一手藥師寺又三郎、一手者御代官之御舍弟に被仰渡、沖之兩御番所わ者、石火矢數十挺被相備候、以上、視聽草、

## 通航一覽卷之二百五十七　終

# 通航一覽卷之二百五十八

諳厄利亞國部七

○狼藉始末肥前國長崎

文化五戊辰年八月十六日、異人願ひの品を與へしに、頓て蘭人一人を返し、昨日捕はれし筆者ホッセマンなり、是に託してまた薪水を請ひ、許容あらは今一人を同く捕はれしシキンムル、返すへしといふ、奉行先蘭人を返さは、薪水を與へんとあるに、かれこれを返す、薪水と蘭人と引かへにせしされとも、旨しるすもの多し、異とす、異人願ひの始末不敬なるにより、奉行たゝちに燒討の備をなし、しは〳〵肥前筑前の人數を促せとも遲遲し、蘭人の願ひもあるによて、遂に薪水を與ふ、異人全蘭人に意趣ありての所爲にして、日本に敵するにあらす、速に出帆して以後船をよすましきよし、蘭人によりて演述す、異人御國法を辨ふる始末、證書をもて詫申出し旨、記すものあり、

文化五戊辰年八月十六日或書上、自注、此書は或家之長崎詰聞役よりの書上なるへし、○按するに、此自注下二條に渡る、

異船より望之品々早速取調、異國船へ被差遣候處、直に紅毛人差返し、猶申越候趣者、品々御差遣之段忝禮謝申越、猶又不足之品も有之候間、左之通品々被差遣候はゝ、今一人捕置候紅毛人も、無事に差返し可申由、

薪、水、葉煙草、梨子、唐芋、

右、者差返し候紅毛人わ申含遣し申候に付、於御奉行所一體之樣子御尋有之候處、申口左之通に御座候由、

私共事、被召捕本船わ引上、數十人取卷鐵炮劒を拔突付候て、相尋候者、當夏咬嚩吧より出帆之紅毛船二艘、此地わ致渡來候、右者何方わ船繫置候哉、直に有體を可申明候、萬一申僞於隱置者、直に刺殺可申由、紅毛語を以責問申候に付、素より入津も無之儀に付、其旨相答申候處、早速端船三艘にて、一艘に五十人宛乘組、劒鐵炮を携へ湊内所々を見改め候體御座候、程なく歸來、彌紅毛船繫き居不申段見屆申たる樣子にて、夫より以前之取扱とは引替り、料理等差出し丁寧に饗應申候、其後者害心之體相見え不申候、爰に不審成儀は、右端船罷歸り申候節、日本之衣服大小紙入等を持歸り、頭人わ差出申候、

但、是は深堀より佐賀御屋敷わ飛船被差立候節、